

アウトソーシングに関する取組状況について

1. これまでの取組状況

本県では、これまでから行政改革の取組として、窓口、施設の維持管理等の業務分野でアウトソーシングを進めてきた。

(1) 主なアウトソーシング

業務	導入時期
本庁舎案内窓口業務	S55
本庁舎文書収発業務	S55～順次
本庁舎守衛業務	S59
本庁舎清掃業務	S60～順次
道路パトロール業務	H1～順次
計量検定業務（一部）	H11
特別職公用車運転業務	H15～順次
秘書業務	H20～順次
県庁バス運行業務	H29
総務事務	H29

(2) その他のアウトソーシング

(1)の他に、一時的な業務量増加への対応など、効率的な業務遂行のため、民間への業務委託を活用している。

- (例)
- ・ 公共工事現場管理・監督業務
 - ・ 旅券窓口業務（旅券作成および交付業務）
 - ・ 工場・事業場排水等監視調査分析業務 など

2. 今後の取組

(1) 引き続きアウトソーシングを検討する業務

- ・ 税務窓口業務（自動車税事務所窓口業務）
- ・ 旅券窓口業務（委託業務範囲の拡大）
- ・ 建設工事等入札参加申請受付・確認

(2) 民間提案制度の導入

- ・ 平成 29 年度から、アウトソーシングに関する民間事業者等からの提案を広く受け付ける窓口を設置。民間事業者等の意見を踏まえ、新たなアウトソーシングの検討、実施につなげる。

参考資料 1—10— 1

主なアウトソーシング（10業務）の人員費・委託料の状況

業務の種類	人員費		委託料②	差額 ②－①
	削減数	削減額①		
本庁舎案内窓口業務	36 人	約 252 百万円	約 180 百万円	▲約 72 百万円
本庁舎文書収発業務				
本庁舎守衛業務				
本庁舎清掃業務				
道路パトロール業務				
計量検定業務（一部）				
特別職公用車運転業務				
秘書業務				
県庁バス運行業務				
総務事務				

※人員費は単価 7 百万円として計算

アウトソーシングにかかる民間提案募集要綱

第1 趣旨

この要綱は、県が実施する事務事業に関して、民間事業者からのアウトソーシングに関するアイデア等を提供いただき、新たなアウトソーシングの実現や既存のアウトソーシングの拡充、効率化を図ろうとする民間提案制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 提案の対象

提案の対象とする事業は、県（知事部局）が所管する全ての事務事業とする。なお、許認可等の公権力の行使や施策の立案等、県が自ら実施すべき事務を除くものとする。

県の事務事業等に関して質問・照会がある場合は、質疑・照会票（別紙「様式3」）を、総務部行政経営企画室あて電子メール、郵送またはFAXにより提出するものとする。

第3 提案者の要件

提案者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ・提案内容を自ら実施できる者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者のほか、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれかに該当する者でないこと。

第4 募集する提案

県は、次に掲げる区分により募集を行うこととする。

(1) 自由提案

県のすべての事務事業を対象として、新たにアウトソーシングすることにより、サービスの充実やコスト削減、事務の効率化等の効果が見込まれると提案者が判断するものについて、具体的な実施手法や効果等に関する提案を受け付けるもの。

(2) 個別提案

県がアウトソーシングを検討するため、別途提示する事務を対象として、具体的な実施手法や効果等に関する提案を受け付けるもの。

第5 募集期間

随時、受け付ける。

第6 提案方法

提案書（別紙「様式1」）および提案者説明書（別紙「様式2」）を、総務部行政経営企画室あて、電子メール、郵送またはFAXにより提出するものとする。

提出された書類は、返却しない。

また、提案に関する費用は提案者の負担とする。

<様式>

様式 1 (アウトソーシングにかかる提案書)

様式 2 (提案者説明書)

様式 3 (質疑・照会票)

第 7 提案の取扱い

受け付けた提案は、アウトソーシングの可否等について、庁内で検討を行う。また、必要に応じて提案者と県担当所属との間で提案内容に関する確認等を行うものとする。

提案に対する検討結果は、提案の概要とともに県ホームページにおいて公表するものとする。ただし、提案者の名称等は公表しないものとする。

なお、事業の実施は滋賀県議会における予算の議決を経て正式に決定される。

第 8 事業者の選定方法

受け付けた提案に基づき、実際に事業を実施することとなった場合、実施事業者（事業の受託事業者）については、原則として、競争入札方式などの公募の方法により決定するものとする。

ただし、特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合等、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する際は、提案者を事業者として選定することができる。

第 9 その他

提案書類の著作権は、提案者に帰属する。

ただし、県は、事業の実施に必要な場合（内部検討資料作成、実施事業者の募集・選定、ホームページへの事業内容の掲示、事業実施等）には、提案内容の一部または全部を無償により、著作者名の表示無しで利用できるものとする。また、内容を一部修正することもある。

本提案募集要綱に基づき提案した提案者は、上記の内容に同意したものとし、県は上記の範囲の提案内容に関する利用について、提案者の許諾無く行えるものとする。

なお、提案内容は、第三者の著作権その他いかなる権利をも侵害しないものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。

【参考】

アウトソーシングの導入が可能と考えられる業務一覧

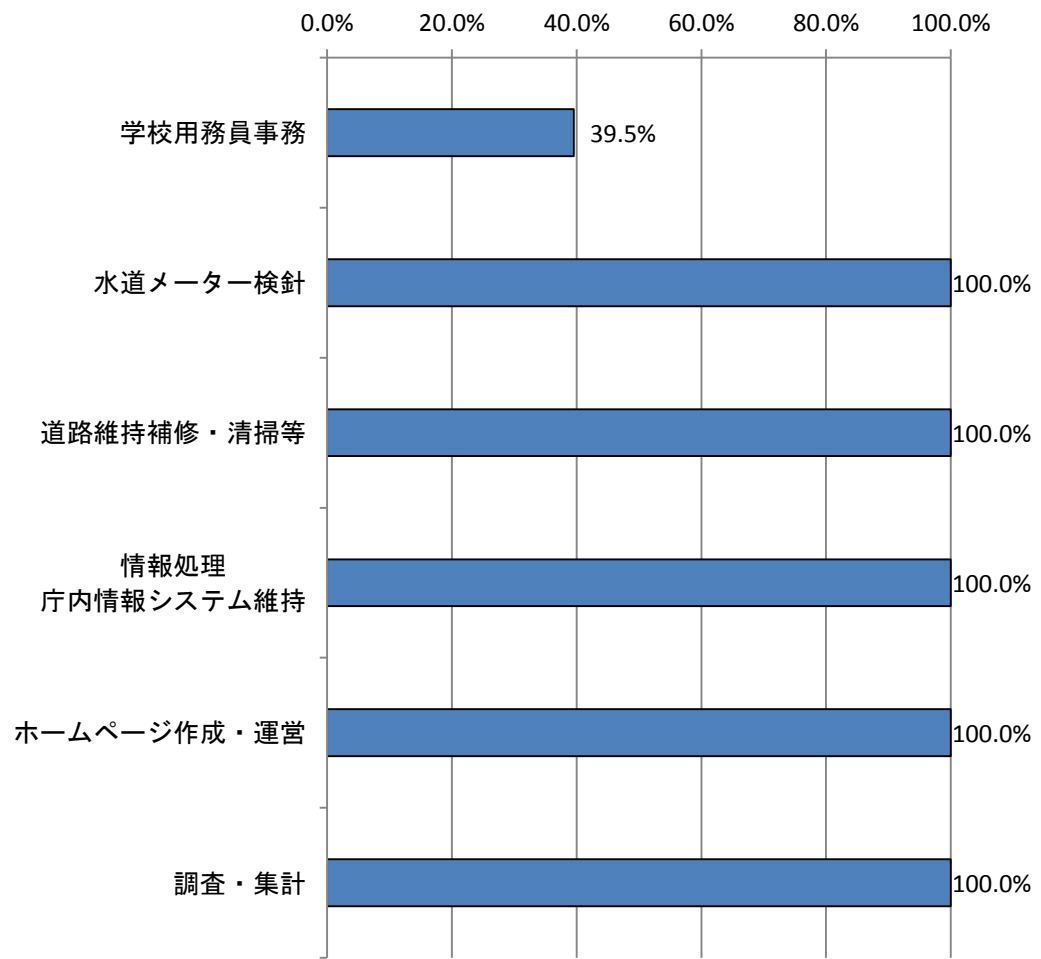
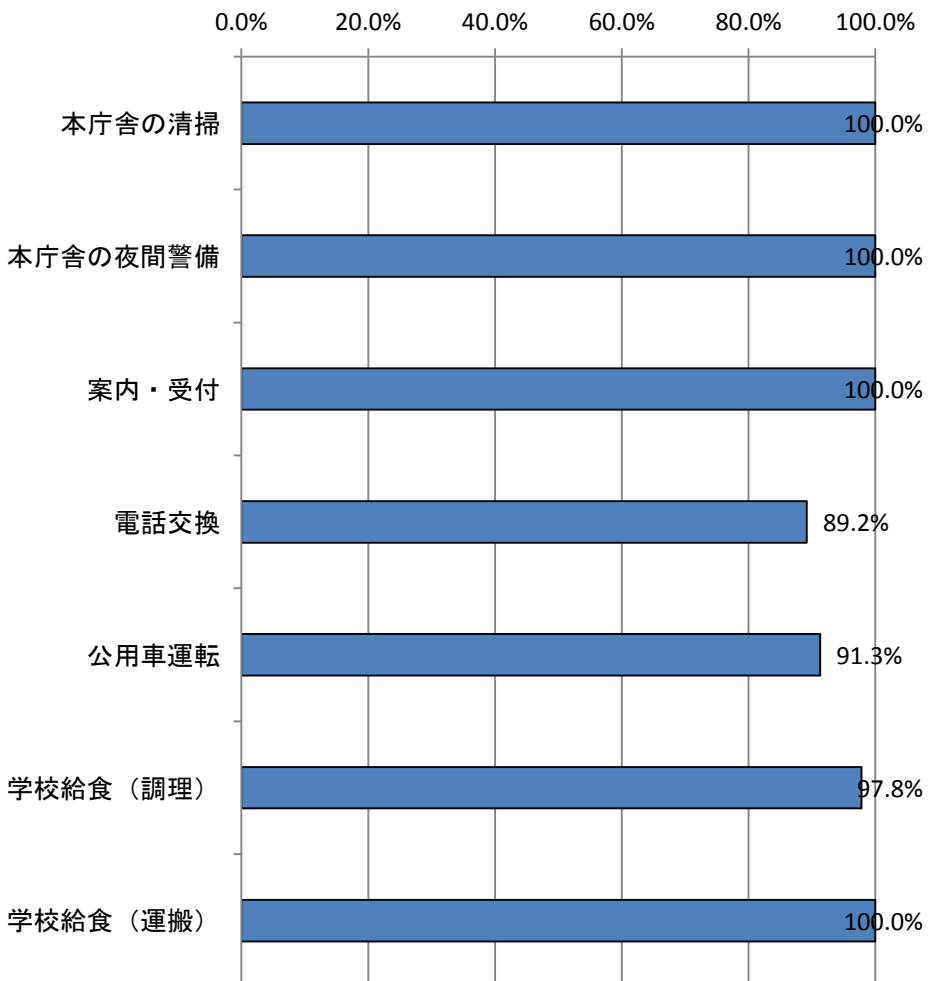
	業務の種類	事務事業の例示
1 定型的なもの	データ入力・集計・管理業務	・データの電算入力、集計処理 ・データベースの構築、データ管理、台帳整備
	調査・統計業務	・定期的実施している調査や統計
	広報・啓発業務	・各種広報、啓発資料等作成
	窓口サービス業務	・受付案内、申請受付 ・資料閲覧、貸出し、情報提供 ・証明書等発行
	免許試験等の実施、資格登録 免許等の交付業務	・資格試験の実施 ・免許、許可証の登録、交付
	収納業務	・使用料、手数料等の徴収・収納
	内部管理業務	・総務事務 ・公用車等の管理、運転
	その他の定型的業務	・文書、資料の整理保全、收受、発送 ・庁舎清掃、警備
2 民間の専門的知識や技術を活用できるもの	設計・測量・地質等調査業務	・施設設計積算、図面作成 ・測量、地質等調査
	検査・試験・分析・測定業務	・各試験研究機関等が行う検査や試験・分析 ・定点測定、計量検定
	システム開発・維持管理業務	・システム開発等の情報化関連事業
	用地取得関連業務	・登記手続、補償物件等調査
	技術指導・相談・訓練・監督・ 調査業務	・各種技術指導、研修 ・就労支援 ・現場監督業務
	施設点検、維持管理補修業務	・県有施設の定期点検、管理運営、維持補修
	債権回収業務	・未収金回収
3 その他	イベント等の企画運営業務	・企画運営全般
	販売促進業務	・物産振興業務
	一時的業務	・会議録作成

※ 上記業務は、既に本県でアウトソーシングを一部行っている業務や他団体での導入事例等を分類して例示したものであり、実際に提案を受けて検討した結果、アウトソーシングの導入は困難と判断する場合があります。

民間委託(事務事業)の実施状況(委託実施団体の比率)

都道府県

- 都道府県における委託実施状況は以下のとおりです。
- 業務量が少ないため、専任職員を配置せず、非常勤職員等で対応している団体を除いた比率となります。



出典：総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」(平成29年3月30日公表)

委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

トップランナー方式の推進について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

平成28年度の実施

- 多くの団体で業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

- ◇学校用務員事務 ◇本庁舎夜間警備 ◇公用車運転 ◇学校給食(運搬) ◇プール管理 ◇情報システムの運用
- ◇道路維持補修・清掃等 ◇案内・受付 ◇一般ごみ収集 ◇体育館管理 ◇公園管理
- ◇本庁舎清掃 ◇電話交換 ◇学校給食(調理) ◇競技場管理 ◇庶務業務の集約化

平成29年度の実施

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入。

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇青少年教育施設管理	その他の教育費	—	指定管理者制度導入
◇公立大学運営	その他の教育費	その他の教育費	地方独立行政法人化

トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について

- 平成28年度から導入した16業務について、2年目の見直しを実施。
- 平成29年度から、青少年教育施設管理及び公立大学運営の2業務に導入し、初年度の見直しを実施。

【都道府県分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目		見直し内容				見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容	
			経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)			
			見直し前年度 (H28導入分:平成27年度) (H29導入分:平成28年度)	平成29年度	見直し最終年度				
H28導入分	◇学校用務員事務 (高等学校、特別支援学校)	高等学校費	388,570(千円)	366,025(千円)	332,208(千円)	○	5	民間委託等	
		特別支援学校費	57,312(千円)	54,592(千円)	50,510(千円)	○	5		
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	4,062,692(千円)	3,721,329(千円)	3,550,647(千円)		3		
	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	466,812(千円)	378,569(千円)	334,448(千円)	○	3		
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	25,629(千円)	据え置き	据え置き	○	-		指定管理者制度導入、民間委託等
	◇公園管理	その他の土木費	161,345(千円)	据え置き	据え置き	○	-		
	◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	8,270(千円) の減	8,270(千円) の減	○	1		庶務業務の集約化
H29導入分	◇青少年教育施設管理	その他の教育費	162,599(千円)	155,389(千円)	140,969(千円)	○	3	指定管理者制度導入	
	◇公立大学運営	理科系学部	1,694(千円/人)	1,647(千円/人)	1,460(千円/人)	○	5	地方独立行政法人化	
		保健系学部	1,938(千円/人)	1,884(千円/人)	1,668(千円/人)				

【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目		見直し内容				見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容		
			経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)			段階補正の見直し	
			見直し前年度 (H28導入分:平成27年度) (H29導入分:平成28年度)	平成29年度	見直し終了年度					
H28導入分	◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円/1校)	3,395(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○	5	民間委託等		
		中学校費	3,707(千円/1校)	3,395(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○				
		高等学校費	7,353(千円/1校)	6,873(千円/1校)	6,152(千円/1校)	○				
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	143,955(千円)	139,129(千円)		3			
	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	48,097(千円)	44,359(千円)	○	○		3	
	◇一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	据え置き	○			-	
	◇学校給食(調理) ◇学校給食(運搬)	小学校費	20,255(千円)	据え置き	据え置き	○			-	
		中学校費	12,782(千円)	据え置き	据え置き	○			-	
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	30,084(千円)	29,441(千円)	○	○		3	指定管理者制度導入、民間委託等
	◇公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	据え置き	○			-	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず 包括的に算定	4,560(千円)の減	11,398(千円)の減	○	○	5	庶務業務の集約化		
◇情報システムの運用 (住民情報関連システム、 税務関連システム、 福祉関連システム等)	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	14,705(千円)	13,265(千円)	○		3	情報システムのクラウド化		
	徴税费	32,030(千円)	26,783(千円)	24,160(千円)						
	包括算定経費	36,204(千円)	30,274(千円)	27,309(千円)						
H29導入分	◇公立大学運営	その他の教育費	理科系学部	1,694(千円/人)	1,647(千円/人)	1,460(千円/人)	○	5	地方独立行政法人化	
		保健系学部	1,938(千円/人)	1,884(千円/人)	1,668(千円/人)					

地方行政サービス改革の取組状況等(平成28年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名
25	滋賀県

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】	【参考】
			全国委託率
本庁舎の清掃			100.0%
本庁舎の夜間警備			100.0%
案内・受付			100.0%
電話交換			89.2%
公用車運転			91.3%
学校給食(調理)			97.8%
学校給食(運搬)			100.0%
学校用務員事務	○	専任職員の一部については非常勤化しているが、学校用務員の業務は多様なものとなっており、意思疎通が円滑で、臨機応変に適切な対応ができるなどのメリットもあることから、現時点では直営での業務実施を考えている。	39.5%
水道メーター検針			100.0%
道路維持補修・清掃等			100.0%
情報処理・庁内情報システム維持			100.0%
ホームページ作成・運営			100.0%
調査・集計			100.0%

※平成28年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体
委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	自治体職員常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】
						全国導入率
体育館	2	2	100.0%	0		93.6%
競技場(野球場、テニスコート等)	9	9	100.0%	0		89.7%
プール	1	1	100.0%	0		92.5%
海水浴場	0	0		0		64.3%
宿泊保養施設(ホテル、国民宿舎等)	0	0		0		100.0%
保養施設(公衆浴場、海・山の家等)	0	0		0		96.3%
キャンプ場等	1	1	100.0%	0		98.4%
産業情報提供施設	0	0		0		54.2%
展示場施設、見本市施設	0	0		0		97.5%
開放型研究施設等	0	0		0		26.4%
大規模公園	7	7	100.0%	0		87.7%
公営住宅	42	42	100.0%	0		67.4%
駐車場	0	0		0		77.6%
大規模公園、畜場等	0	0		0		100.0%
図書館	1	0	0.0%	1	蔵書の構築やレファレンス、地域の実情に応じた情報提供サービスを行う上で必要な継続性や安定性を確保し、専門職員の育成を行うには、長期的な視野に立った運営が必要であるため、自治体職員を常駐配置している。	11.3%
博物館(美術館、科学館、歴史館、動物園等)	6	3	50.0%	3	調査・研究の継続性、学芸員等の長期的な人材育成、資料収集等に際しての信頼関係維持などの観点から長期的な視野に立った運営が必要であるため、自治体職員を常駐配置している。	50.2%
文化会館	3	3	100.0%	0		93.1%
合宿所、研修所等(青少年の家を含む)	2	2	100.0%	0		66.3%
特別養護老人ホーム	0	0		0		66.7%
介護支援センター	0	0		0		100.0%
福祉・保健センター	5	5	100.0%	0		69.0%
児童クラブ、学童館等	1	1	100.0%	0		85.7%

導入率(%)【算出方法:制度導入施設数÷公の施設数×100】

(3)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況
実施済み	委託予定

対象部局				対象業務			
首長部局	企業局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計
○				○	○	○	○

【参考】	
全国	
実施率	委託率
95.7%	76.6%

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【人口が5万人未満の団体は回答不要】

(4)自治体情報システムのクラウド化

実施済み	
------	--

種類	実施時期
自治体クラウド	
単独クラウド	

【参考】	
実施率(全国)	
自治体クラウド	単独クラウド
0.0%	19.1%

実施予定	
------	--

種類	実施予定時期
自治体クラウド	
単独クラウド	

検討中	
-----	--

検討状況	

未実施	○
-----	---

実施しない理由	
都道府県の業務に対応できるクラウドサービスがないため。	

(5)公共施設等総合管理計画

策定済み	○
------	---

策定予定	
------	--

策定予定時期	

【参考】	
策定割合(全国)	
63.8%	

(6)地方公会計の整備

統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)

作成済み	
------	--

作成予定	○
------	---

作成完了予定年度	
平成29年度	

【参考】	
作成割合(全国)	
0.0%	

PPP/PFI手法に係る 滋賀県の導入状況

滋賀県総務部行政経営企画室

目次

1. 公共施設等マネジメントの取組
2. PPP/PFI推進の考え方
3. 現在の具体的な取組状況

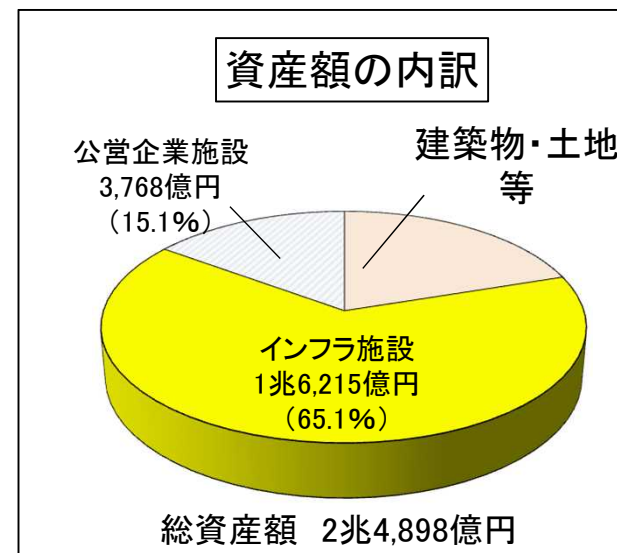
1. 公共施設等マネジメントの取組

公共施設等の老朽化の状況

①全体規模

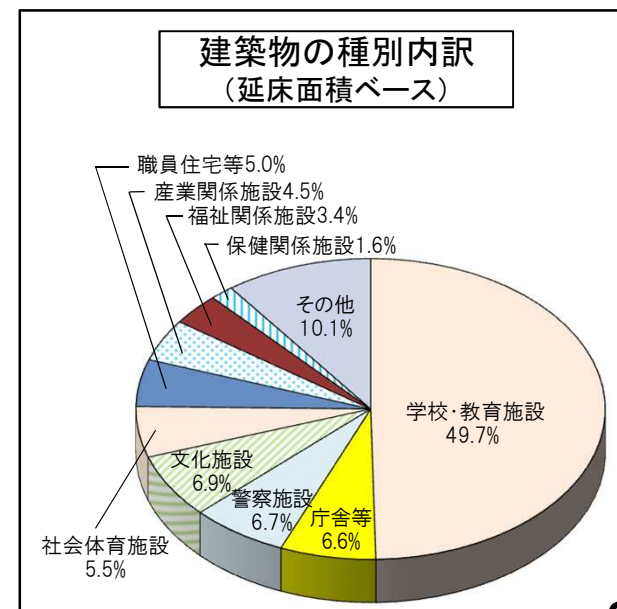
- 財務諸表の貸借対照表(平成26年3月31日現在)では、公共施設等(県管理以外の施設は除く)の資産額は、約2兆4,898億円となっています。
- 内訳は、普通会計のうち建築物・土地等が4,915億円、インフラ施設が約1兆6,215億円、また、公営企業施設が3,768億円となっています。

※ 県庁舎や学校など、公共用に使用するための資産(土地、建物、機械装置等)の金額で、建物等は減価償却の累計額を差し引いた額です。

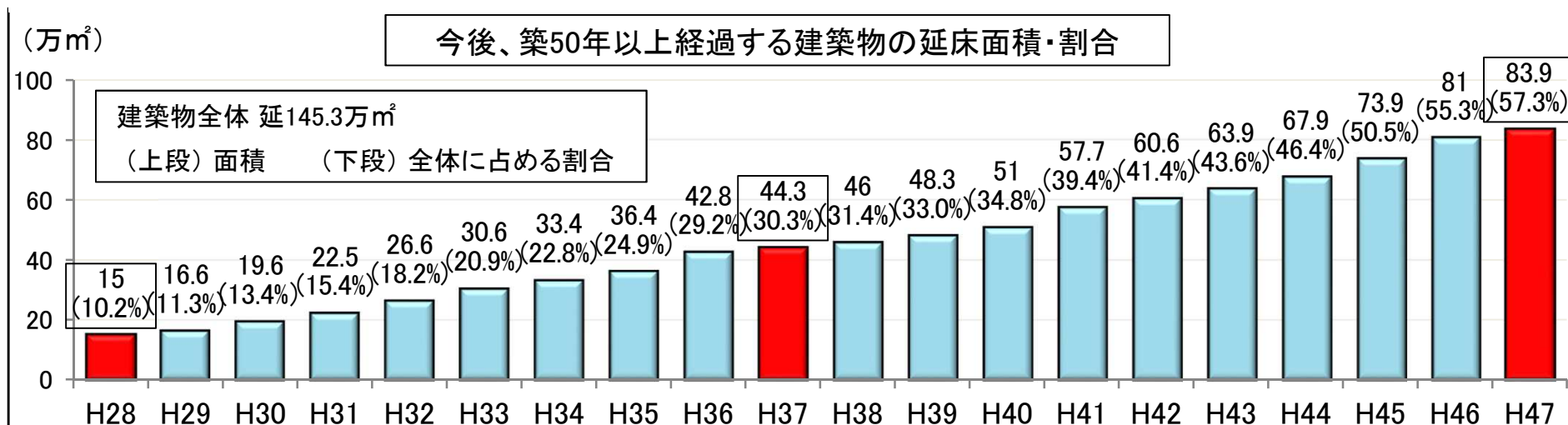
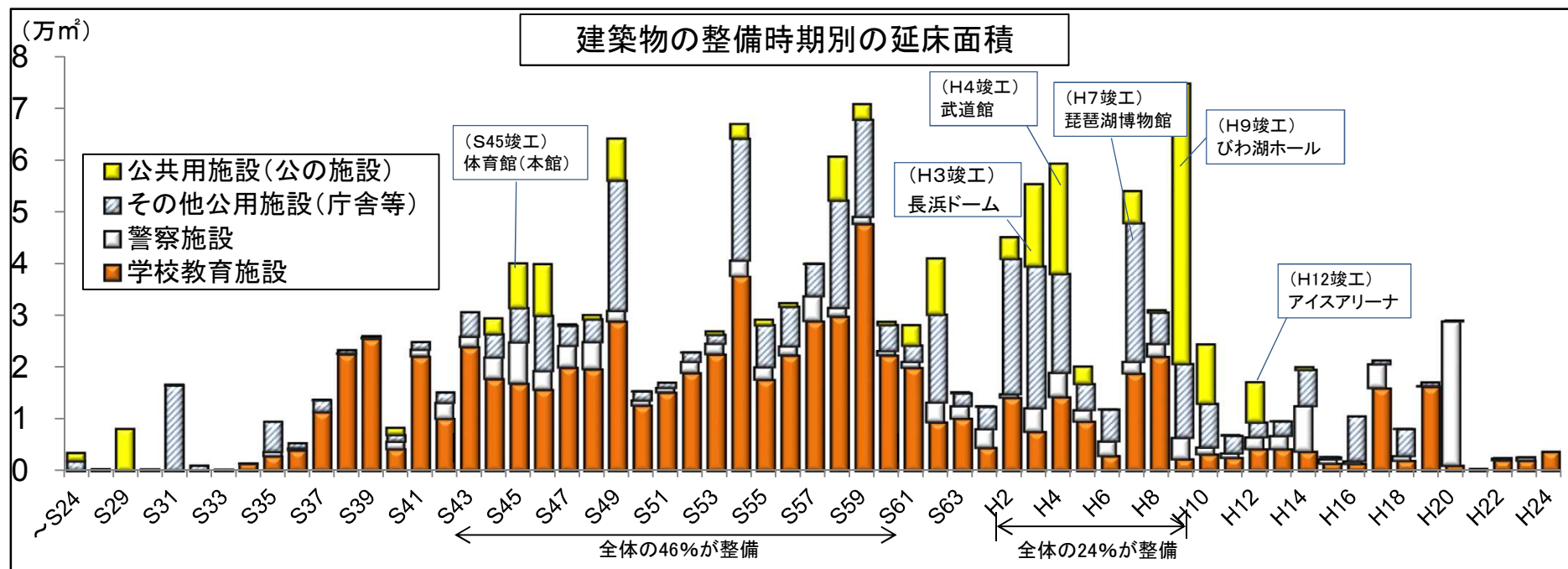


②建築物の状況

- 建物数が約4,100棟、施設数が494施設、延床面積が約145万㎡で、このうち半分程度を学校・教育施設が占めています。
- また、建築物の建設時期は、昭和43年度～昭和60年度にかけて全体の約46%、平成2年度～平成9年度にかけて約24%が整備されており、一般的に建物の使用期間とされる築50年以上の施設の割合(面積ベース)は、10年後には約30%、20年後に約60%近くまで増加する見込みです。



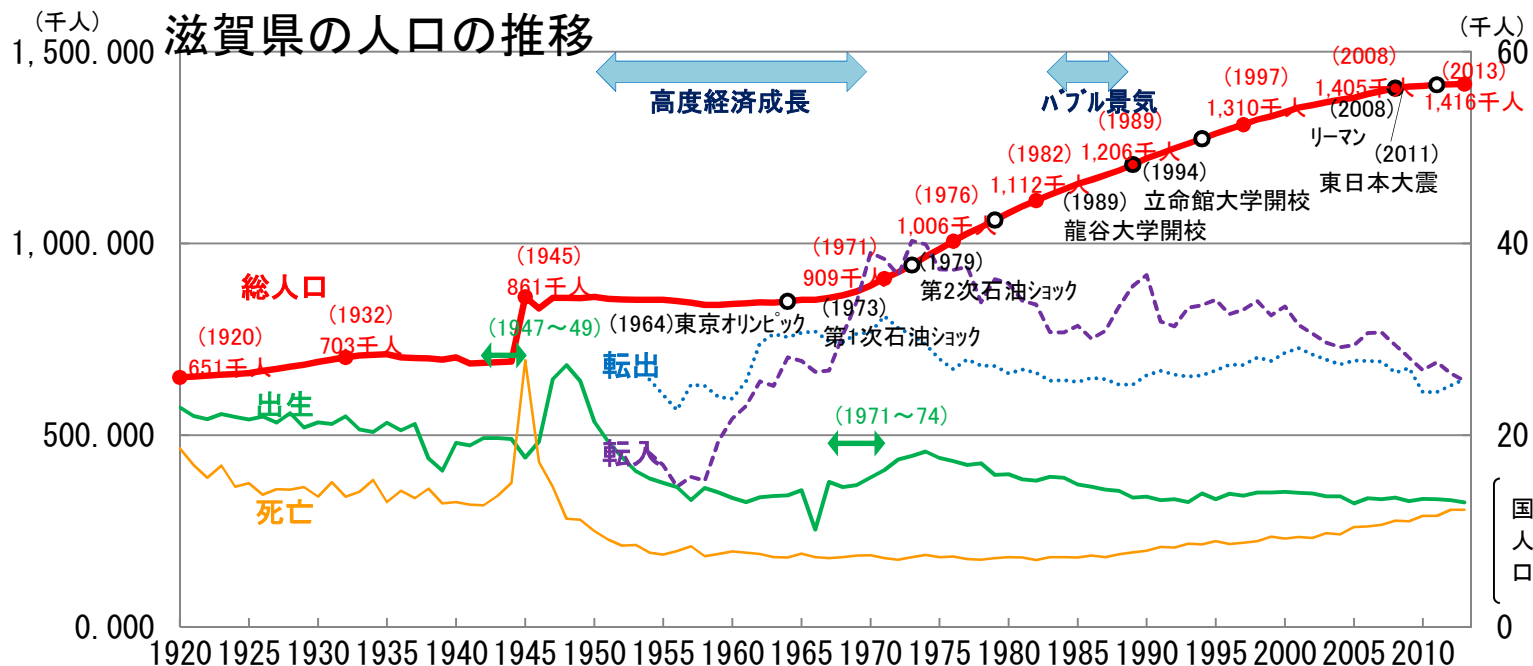
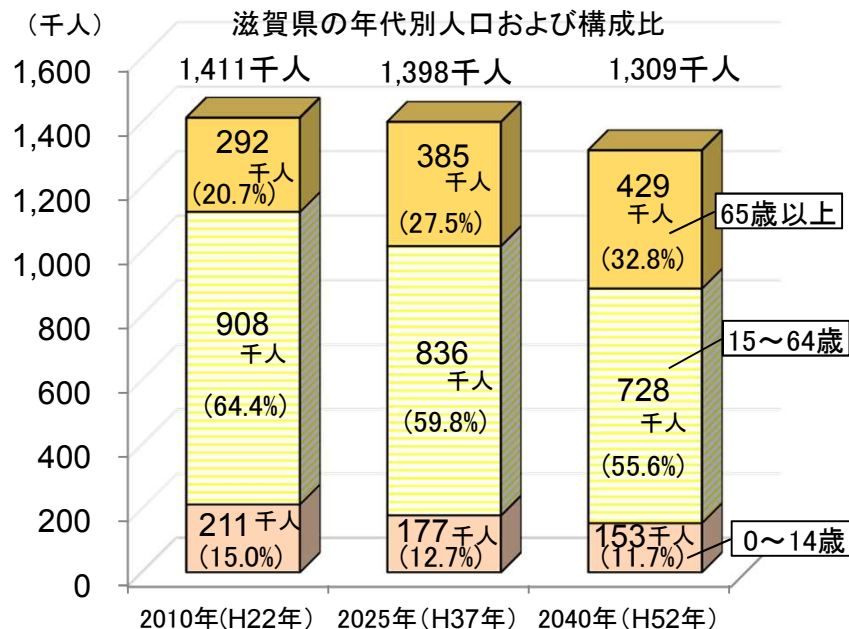
建築物の延床面積の状況



(注) 現存施設における面積を基に作成しており、今後の新築・廃止等に伴う面積の増減は考慮していません。

総人口、年代別人口の今後の見通し

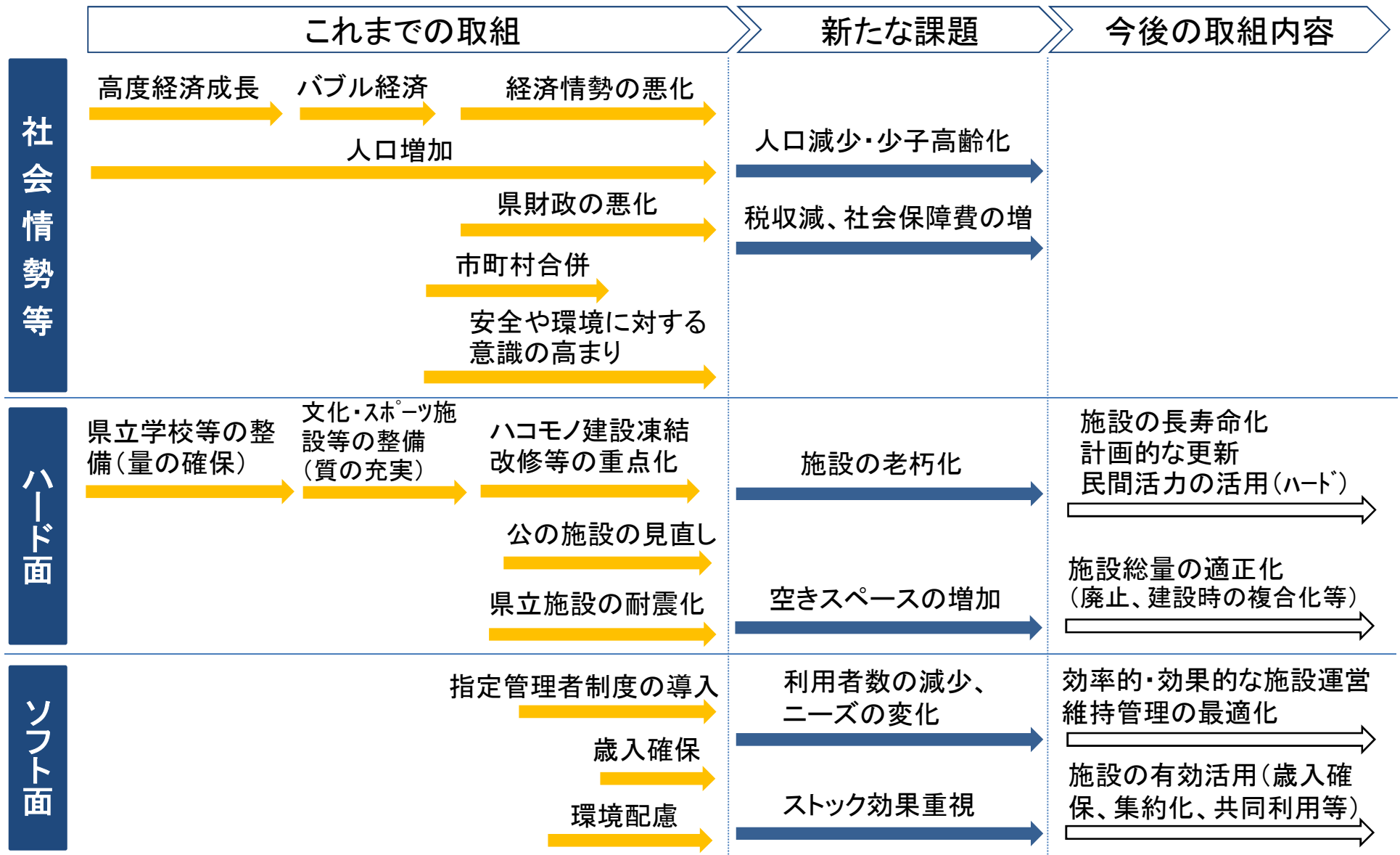
- これまで全国でも数少ない人口増加県であった滋賀県でも、平成26年10月1日現在の推計人口で48年振りのマイナスとなり、人口減少局面に入ったと推測されています。
- 年代別では、年少人口および生産年齢人口が減少し、特に生産年齢人口の割合は、平成52年には55.6%まで落ち込む一方、高齢(65歳以上)人口割合は、32.8%まで高まると予測されています。



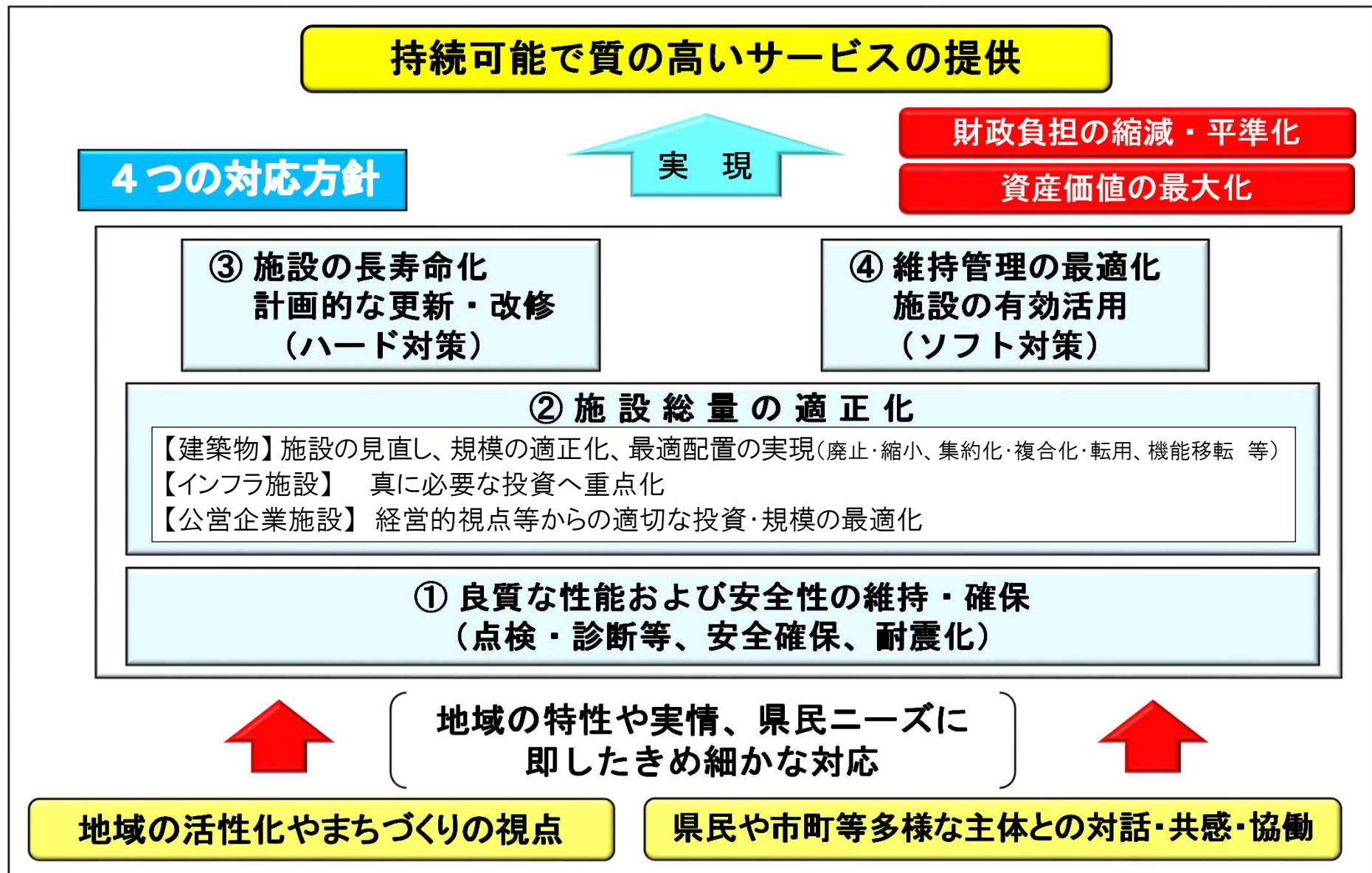
(国勢調査結果および国立社会保障・人口問題研究所推計により作成)

(国勢調査(総務省)、住民基本台帳人口移動報告(1954年～)(同)、人口動態統計(厚生労働省))

公共施設等マネジメントのポイント



公共施設等の管理に関する基本的な考え方



滋賀県の公共施設等マネジメントの取組

■維持管理の最適化

経営的視点を取り入れ、利用者目線に立ったサービス向上や一層効果的・効率的な維持管理を推進

(例)建築物における取組方針

- 更新(新增設)する全ての施設において、LCCを把握、低減策を検討
- 整備費が一定規模以上の施設については、原則、PFI方式等の導入可能性を検討(一定以上の効果が見込まれる場合は、積極的に導入)
- 更新(新增設)時に、歳入確保策や歳出削減策の具体的な内容を定め
た取組方針を策定 など

■施設の有効活用

公共施設本来の役割に加え、様々な観点から施設を有効に活用することで、その価値を向上

- 環境、エネルギーなど先駆的・先進的取組のモデルや社会実験の場として、引き続き施設を有効に活用
- 投資と活用を一体的に考え、施設を活用した歳入確保策も積極的に推進 等

2. PPP/PFI推進の考え方

滋賀県におけるPPP/PFIの取組状況

PPP/PFI手法	導入施設	概要
指定管理者制度	公の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から導入(現在40施設) ・民間活用によるサービス向上、コスト縮減を期待
包括的民間委託	流域下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・運営、維持管理に関する大部分を、性能発注により民間事業者へ委託 ・業務の効率化等によるコストの縮減を期待
PFI方式による施設整備	コラボしが21	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年竣工 ・滋賀県として初のPFIによる施設整備 ・経済団体施設との合築
DBO方式による施設整備	湖西浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、建設、運営を一括委託 ・滋賀県初の試みとして、汚泥燃料化事業を導入

指定管理者制度の導入（平成18年度～）

「公の施設」の管理をそれまでの地方公共団体や出資法人だけでなく、民間事業者にも委ねる「指定管理者制度」が導入されたことで、施設の運営改善面で大きなプラスに。

（☞ ソフト面での「民間活力の活用」の代表的な取組）

H28.4.1現在、40施設で指定管理者制度を導入
（学校等を除く「公の施設」55施設のうち、約7割で導入）

■サービス面での効果

- ・開館時間の延長、開館日の拡大
- ・新たなイベント開催
- ・ネットワークの活用による需要喚起

（参考）利用者数の増（利用者数を把握している31施設）

年間 +76.1万人(+21%) [H17～19平均 356.1万人 → H27実績432.2万人]

■財政面での効果

- ・管理経費（※県営住宅を除く39施設） 削減効果額 年間 ▲8.0億円（▲19%）
H18決算額 41.5億円 → H28当初予算額 33.5億円

下水処理場等の維持管理における包括的民間委託

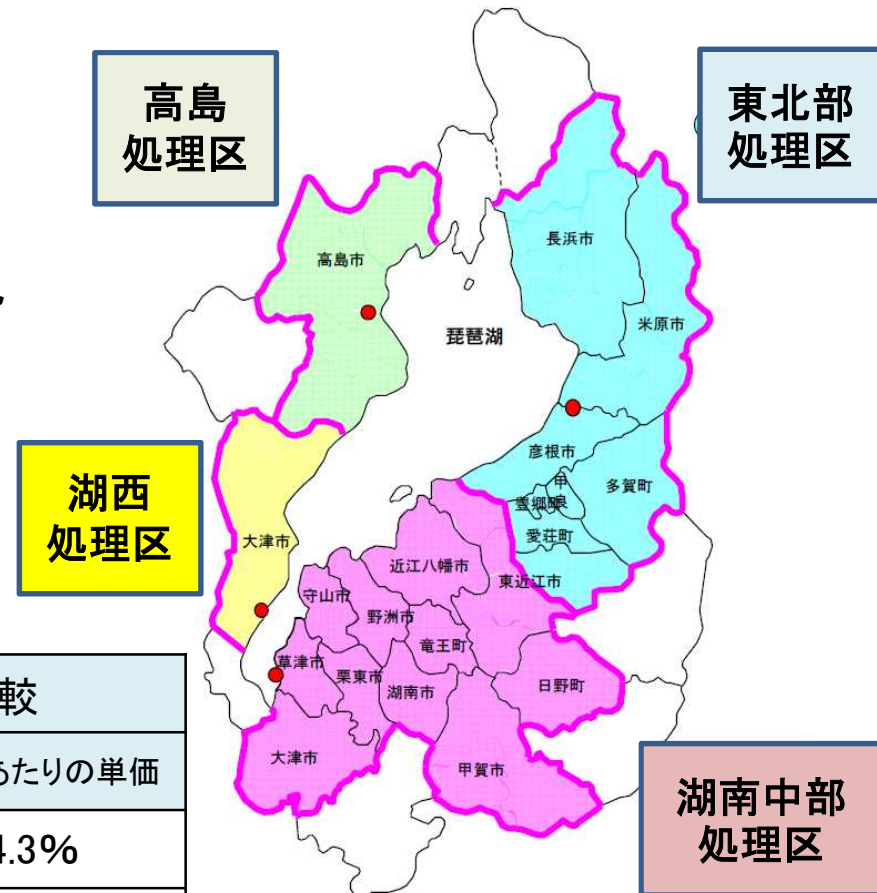
- 湖西処理区、高島処理区では平成23年度から、東北部処理区では平成26年度から導入

- 導入効果

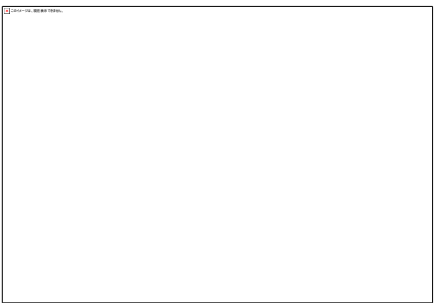
水量1m³あたりの委託料単価は指定管理者委託導入時と比べて減少していることから、包括的民間委託導入によって、より効率的な処理場の運転管理が行えている。

<過年度実績との比較>

処理区	導入前と平成27年度の変動率比較		
	決算水量	委託料(税抜)	水量1m ³ あたりの単価
湖西	+2.2%	-2.2%	-4.3%
東北部	+5.2%	-3.6%	-8.3%
高島	+12.3%	+5.6%	-6.0%



PFI手法の導入事例（コラボしが21）

発注者	県、滋賀県信用保証協会、大津商工会議所による合築方式		施設外観
施設概要	<p>【所在地】大津市打出浜2-1</p> <p>【延床面積】12,670.23㎡</p> <p>【駐車台数】106台（タワー式駐車場：52台 ／平面駐車場：54台（うち臨時駐車場36台）</p> <p>【入居団体】26団体（インキュベーションオフィス、CAFÉコルネットを除く）</p>		
事業内容	<p>PFI事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆BOT方式による施設の設計、建設、維持管理、大規模修繕 ◆貸会議室の運営（予約管理・貸出・料金徴収） ■レストラン、ATM、賃貸オフィスの整備・運営 ■施設の有効活用事業 <p>合築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆合築事業施設の設計、建設、施設引渡し後の維持管理および大規模修繕 		
事業期間	<p>平成14年10月 事業契約締結</p> <p>平成46年7月 事業期間満了、施設の 所有権移転</p>	事業 者	<p>【名称】PFI滋賀21会館株式会社</p> <p>➢(株)大林組が事業を遂行するために設立した特別目的会社（SPC）</p> <p>【設計】(株)東畑建築事務所</p> <p>【建設】(株)大林組・(株)笹川組JV</p> <p>【維持管理・運営】大林ファシリティーズ(株)</p> <p>【大規模修繕】(株)大林組</p>
想定事業費	<p>PFI事業 59.8億円</p> <p>合築事業（施設整備費） 12.4億円</p>		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 滋賀県として初めてのPFIを導入 ➢ 合築方式へのPFI導入という点では全国初 		

DBO手法の導入事例（湖西浄化センター（流域下水道施設））

汚泥燃料化施設の整備

- 平成28年1月1日より汚泥燃料化施設が本格的に運転を開始

<汚泥燃料化とは>

下水汚泥を石炭と同様な燃料物にすること。（汚泥は、石炭の約半分の熱量を持つ。）



燃料化物は粒状になっており、一日に約8tが生成され、セメント工場や鉄鋼所へ販売される。

<施設概要>

燃料化施設の特徴

その① 下水汚泥の有効活用

汚泥燃料化施設により、従来、産業廃棄物として処理してきた下水汚泥を有効な資源として利用することができます。

その② 温室効果ガスの削減

汚泥燃料化施設は温室効果の原因となる N_2O （二酸化炭素の約310倍の温室効果がある）を削減できることなどにより場内で年間約9,600t- CO_2 が削減できます。

所在地	大津市苗鹿三丁目
汚泥処理能力	80t/日×1系列
汚泥処理量	約23,000t/年（約80t/日）
下水汚泥炭素化物製造量	約2,000t/年（約8t/日）
燃料化方式	熱風直接乾燥方式＋流動床式高温炭化方式
契約方式	DBO方式 （設計・施工・維持管理一括発注）
契約事業者	メタウォーター株式会社
契約期間	平成25年3月25日～平成48年3月31日

PPP/PFIの推進に関する国の動向（主なもの）

民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、多様なPPP/PFI手法の積極的導入を推進。

平成11年 9月	P F I 法施行 (平成23年6月・平成25年6月 一部改正)	民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して公共施設等の整備等を行い、それにより、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、ひいては国民経済の健全な発展に寄与することを目的に制定 コンセッション方式の導入 等
平成27年 6月	経済財政運営と改革の基本方針2015	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築する。 ・地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を 計画的に推進する。
平成27年 12月	優先的検討規程の策定要請 (内閣府・総務省)	・人口20万人以上の地方公共団体に対し、平成28年度末までに、優先的検討規程を定めるよう要請
平成28年 6月	経済財政運営と改革の基本方針2016	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション事業の活用を拡大するとともに、国および人口20万人以上の地方公共団体等において実効ある優先的検討の仕組みを構築・運用する。 ・地域プラットフォームの形成・活用等により、具体的な案件形成を図る。

PPP/PFI手法導入優先的検討方針の策定

これまで

○対象事業の選定に関するルールがなかった

- ☞ デメリット
 - ・導入可能性のある事業であっても検討がなされない可能性
 - ・個々の事業毎に個別に事業手法を検討（統一的な基準なし）
 - ・民間のノウハウを活用する視点が限定的になる可能性



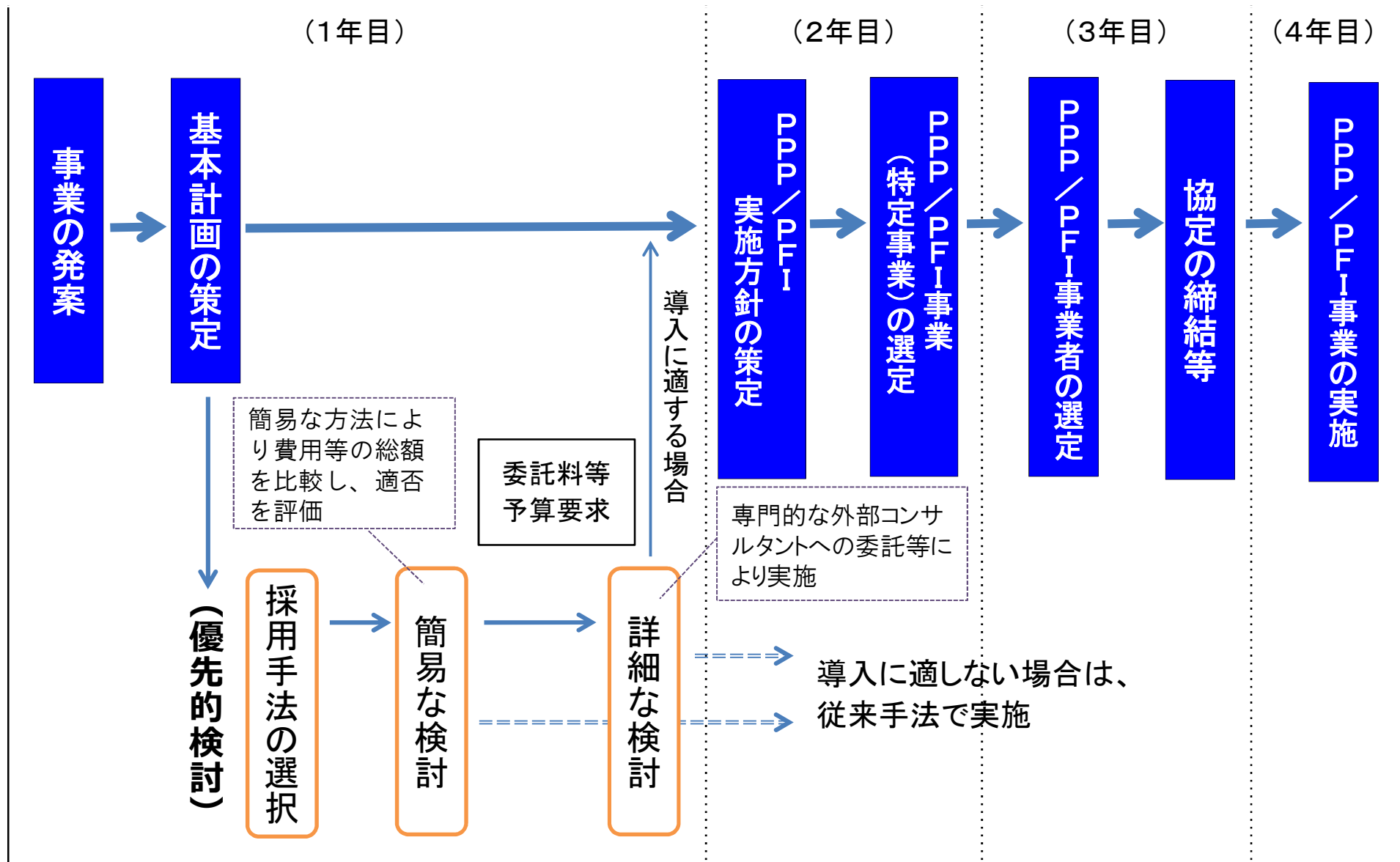
（PPP/PFI手法導入優先的検討方針の策定：H28.12）

これから

○優先的検討方針に基づき、一定の要件を満たす全ての事業を対象にPPP/PFI手法の導入適否を検討する

- ☞ メリット
 - ・優先的検討を行う対象事業の明確化
 - ・統一的な基準により適否判断を行う
 - ・民間のノウハウを活用するチャンスが増える

PPP/PFIの事業スケジュール（イメージ）

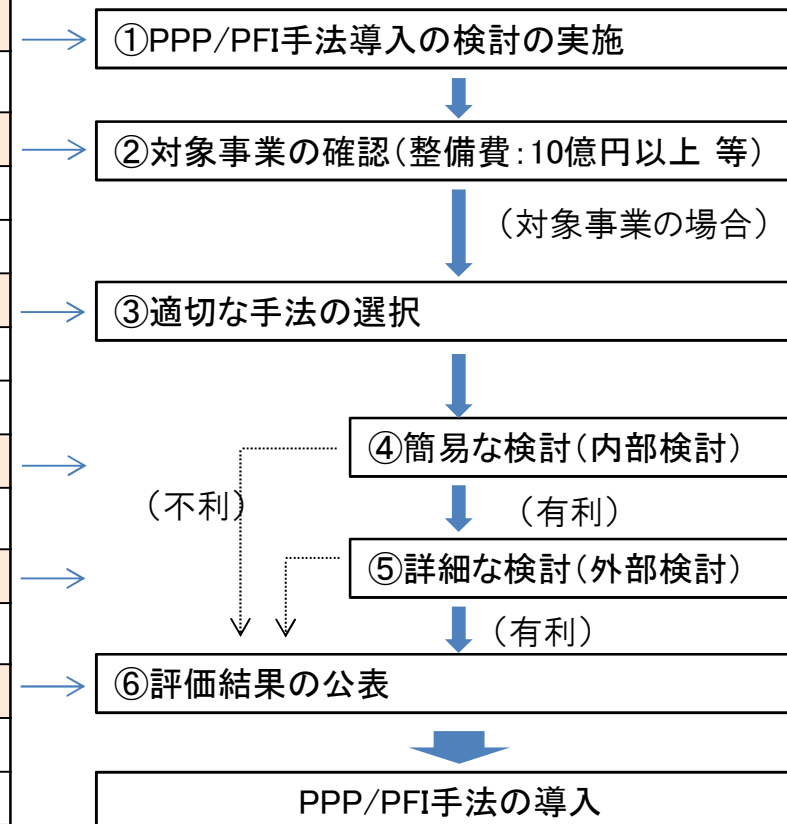


優先的検討方針の構成および検討フローイメージ

(構成)

第1章 総則
第1 目的
第2 定義
第3 対象とするPPP/PFI手法
第2章 優先的検討の実施
第4 優先的検討の実施時期
第3章 優先的検討の対象とする事業
第5 対象事業
第6 対象事業の例外
第4章 適切な手法の選択
第7 採用手法の選択
第8 評価を経ずに行う採用手法導入の決定
第5章 簡易な検討
第9 費用総額の比較またはその他の方法による評価
第6章 詳細な検討
第10 詳細な検討
第7章 評価結果の公表
第11 簡易な検討の結果の公表
第12 詳細な検討の結果の公表

(検討フローイメージ)



3.現在の具体的な取組状況

新県立体育館施設整備の概要（PFI手法による施設整備）

新県立体育館整備事業に係る実施方針および業務要求水準書(案)について

1. 経過等

新県立体育館整備事業については、2016年度に策定した「新県立体育館施設整備基本計画」に基づき、県において建設予定地の造成を行った後、施設の建築およびその後の維持管理・運営については、県民サービスの向上や財政支出の軽減・平準化などにおいて効果が期待できるPFI方式により事業を進めていくこととしている。

今後、特定事業の選定に向け、実施方針および業務要求水準書(案)を策定・公表する。

2. 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項

●立地条件

所在地	滋賀県大津市上田上中野町地先(びわこ文化公園都市内)
現況	森林
敷地面積等	約11haおよび新設する東側アクセス道路
敷地所有者	滋賀県
地域地区	近隣商業地域(指定建ぺい率80%/容積率200%) 第六種高度地区(高さ31m以下)
交通アクセス	JR東海道本線 瀬田駅より約4km(バスで約15分)

●施設構成の概要

・本施設の延床面積は14,000㎡程度とする。

区分	概要
メインアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 2,760㎡(69m×40m)以上 ・高さ 14m以上 ・総観客席数5,000席以上 (1階観客席2,500席以上:電動式の壁収納型可動席1,600席以上+椅子による仮設席) (2階観客席2,500席以上)
サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 1,161㎡(27m×43m)以上 ・高さ 12m以上 ・観客席 200席以上
スポーツ活動諸室	多目的室、トレーニング室、スポーツ・体力測定室
その他諸室	事務室(施設管理室)、応接室(来賓室)、医務室、放送・音響・調光室、キッズルーム・授乳室、競技団体交流室等
共用部を含む上記面積の合計: 14,000㎡程度	
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場:常設駐車場・臨時駐車場合わせて900台以上 ・駐輪場:200台以上
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に運動やトレーニングができ、多様なイベントへの対応、防災面でも活用できる多目的広場。 ・イベント開催時は臨時駐車場としても利用。

滋賀県PPP/PFI手法導入優先的検討方針の概要

参考資料1-14

- (1)平成28年3月に策定した「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」で、整備費が一定規模以上の施設については、原則、PFI方式等の導入可能性の検討を行う方針を明記。
- (2)国は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備、新たな事業機会の創出等を図るため、人口20万人以上の地方公共団体に対し、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程(優先的検討規程)」を平成28年度末までに策定するよう要請(平成27年12月)
- (3)(1)、(2)を踏まえ、本県におけるPPP/PFI手法導入検討の対象事業や検討プロセス等を定めた「優先的検討方針」を平成28年度中に策定する。また、本方針は、平成29年4月1日からの適用とする。

1 策定の目的 (第1関係)

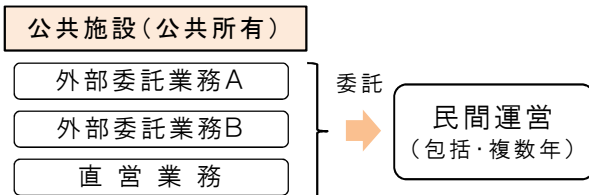
本方針は、PPP/PFI手法導入の優先的検討を行うに当たって必要な手続を定め、PPP/PFI手法の積極的な導入を図ることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進め、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

2 対象とするPPP/PFI手法 (第3関係)

(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法		(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設(製造)および運営等を担う手法		(3) 民間事業者が公共施設等の設計および建設(製造)を担う手法	
設計・建設(製造)	管理・運営	設計・建設(製造)	管理・運営	設計・建設	管理・運営
公 共	民 間	民 間	民 間	民 間	公 共
<ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設等運営権方式 ② 指定管理者制度 ③ 包括的民間委託※1 ④ O方式(運営等) 		<ul style="list-style-type: none"> ① BTO方式(建設-移転-運営等)※2 ② BOT方式(建設-運営等-移転)※3 ③ BOO方式(建設-所有-運営等)※4 ④ DBO方式(設計-建設-運営等)※5 ⑤ RO方式(改修-運営等) ⑥ ESCO事業方式 		<ul style="list-style-type: none"> ① BT方式(建設-移転)(民間建設買取方式) ② 民間建設借上方式 	

(参考)

※1 包括的民間委託



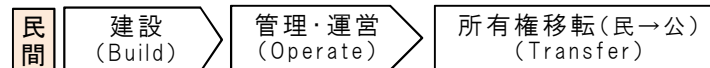
※2 BTO方式

(民間が資金調達)



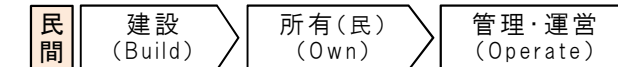
※3 BOT方式

(民間が資金調達)



※4 BOO方式

(民間が資金調達)



※5 DBO方式

(公共が資金調達)



3 対象事業（第5・第6関係）

①、②のいずれにも該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

① 対象事業

(1) 建築物の整備等に関する事業

※庁舎、公の施設、学校、警察施設、病院、公営競技事業施設、インフラ施設の建築物（都市公園内の建物、県営住宅等）等

(2) 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

※公の施設の運営において、施設の利用に係る料金（利用料金）の徴収が含まれるもの

(3) 他の地方公共団体でPPP/PFI手法の導入実績のある事業

※インフラ施設等における公共施設整備事業で、PPP/PFIの導入効果が認められるもの

② 事業費要件

(1)(2)のいずれかの事業費基準を満たす事業

(1)整備等（運営等を除く）に関する事業費が10億円以上

(2)単年度の運営等に関する事業費が1億円以上（運営等の見直しその他運営方針を決定する場合）

(対象事業の例外)

ア既にPPP/PFI手法が導入されている公共施設整備事業（運営等に限る）

イ民間事業者が実施することが法的に制限されている事業（例：学校教育に係る業務等）

ウ災害復旧事業その他緊急に実施する必要がある事業

※上下水道は、国から示されるガイドラインを基に、個別に「優先的検討規程」を策定するため、本方針の対象外

4 優先的検討フロー（第7～第12関係）

(1) 最も適切な手法の選択

（PPP/PFI手法を採用した場合）

・当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、品質確保に留意しつつ、最も適切な手法を選択（施設運営において県の関与が必要な場合など、やむを得ない場合には例外的に従来手法を選択）。

・唯一の手法を選択することが困難な場合は複数の手法を選択することも可。

(2) 簡易な検討

①統一的な簡易算定ツールによる評価
（簡易定量評価調書）

②①による評価が困難な場合は、民間事業者への意見聴取その他の客観的評価

民間事業者からの提案があり、客観的な評価により、PPP/PFI手法の導入が適切とされている場合は、簡易な検討を省略できる。

簡易な検討結果（適否等）の公表

（PPP/PFI手法が有利）

(3) 詳細な検討（外部コンサルの活用等による検討）

外部コンサルの活用等により、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、従来型手法と、PPP/PFI手法を導入した場合の費用総額の比較を行い、PPP/PFI手法の導入の適否を評価。

詳細な検討結果（適否等）の公表

（PPP/PFI手法が有利）

(4) PPP/PFI手法の導入および採択手法の決定

簡易な検討の結果が「指定管理者制度」の場合、詳細な検討を省略できる。

H29年度指定管理者制度導入施設一覧

H29.4.1現在

施設数	所管	施設名	公募 非公募	指定管理者	現在の指定期間		
1	県民生活部	県民活動生活課	滋賀県立県民交流センター	公募	(株)コンベンションリンケージ	H26.4.1~H31.3.31 5年	
2		文化振興課	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	非公募	(公財)びわ湖芸術文化財団	H29.4.1~H33.3.31 4年	
3			滋賀県立文化産業交流会館				
4			滋賀県希望が丘文化公園	公募	(公財)滋賀県希望が丘文化公園	H26.4.1~H31.3.31 5年	
5			滋賀県立希望が丘野外活動センター				
6			滋賀県立青少年宿泊研修所				
7		スポーツ局	滋賀県立長浜ドーム(宿泊研修館を除く。)	公募	滋賀県体育協会グループ	H26.4.1~H31.3.31 5年	
8			滋賀県立彦根総合運動場				
9			滋賀県立体育館	公募	滋賀県体育協会グループ	5年	
10			滋賀県立武道館				
11			滋賀県立栗東体育館	公募	(公財)滋賀県体育協会	5年	
12			滋賀県立スポーツ会館	公募	(公財)滋賀県体育協会・日本管財(株)グループ(県外企業含む)	H28.4.1~H33.3.31 5年	
13			滋賀県立アイスアリーナ	公募	SPNグループ(県外企業含む)	5年	
14			滋賀県立琵琶湖漕艇場	公募	(公財)滋賀県体育協会	H28.4.1~H31.3.31 3年	
15			滋賀県立柳が崎ヨットハーバー	公募	SSグループ	H28.4.1~H33.3.31 5年	
16			滋賀県立伊吹運動場	公募	(公財)伊吹山麓スポーツ文化振興事業団		
17		滋賀県立ライフル射撃場	公募	(NPO法人)滋賀県ライフル射撃協会			
18	琵琶湖環境部	下水道課	琵琶湖流域下水道(矢橋帰帆島公園、苗鹿公園)	(公募)	ひかりグループ	H29.4.1~H34.3.31 5年	
		森林政策課	滋賀県立近江富士花緑公園	公募	近江鉄道ゆうグループ	H26.4.1~H31.3.31 5年	
19	健康医療福祉部	健康医療課	滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務に限る。)	公募	(社福)滋賀県社会福祉協議会	H25.4.1~H30.3.31 5年	
20		医療福祉推進課	滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務を除く。)	公募	(社福)滋賀県社会福祉協議会	H28.4.1~H33.3.31 5年	
21		障害福祉課	滋賀県立むれやま荘	公募	(社福)グロー(旧滋賀県社会福祉事業団)		
22			滋賀県立信楽学園	公募	(社福)グロー(旧滋賀県社会福祉事業団)		
23			滋賀県立視覚障害者センター	非公募	(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会		
24			滋賀県立障害者福祉センター	非公募	(公財)滋賀県身体障害者福祉協会		
25		滋賀県立聴覚障害者センター	非公募	(社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会			
26		子ども・青少年局	滋賀県立びわ湖こどもの国	公募	(社福)友愛	5年	
27	商工観光労働部	中小企業支援課	滋賀県立草津SOHOビジネスオフィス	公募	(公財)滋賀県産業支援プラザ	H29.4.1~H34.3.31 5年	
28		モノづくり振興課	滋賀県立テクノファクトリー	公募	(公財)滋賀県産業支援プラザ	H27.4.1~H30.3.31 3年	
29			滋賀県立陶芸の森	非公募	(公財)滋賀県陶芸の森	H28.4.1~H33.3.31 5年	
30	農政水産部	水産課	滋賀県醒井養鱒場	公募	滋賀県漁業協同組合連合会	H28.4.1~H33.3.31 5年	
31	土木交通部	都市計画課	滋賀県営都市公園(奥びわスポーツの森)	公募	(NPO法人)P.P.P.滋賀	H29.4.1~H32.3.31 3年	
32			滋賀県営都市公園(春日山公園)	公募	(公財)大津市公園緑地協会・(一社)滋賀県造園協会西地区共同体	5年	
33			滋賀県営都市公園(尾花川公園)				
34			滋賀県営都市公園(湖岸緑地:南部)	公募	近江鉄道ゆうグループ	H26.4.1~H31.3.31 5年	
			35	滋賀県営都市公園(湖岸緑地:湖東湖北)	公募		近江鉄道ゆうグループ
			36	滋賀県営都市公園(びわこ文化公園(文化ゾーン))	公募		近江鉄道ゆうグループ
37			滋賀県営都市公園(びわこ地球市民の森)	公募	シダックス・ハウスビルグループ	5年	
38		住宅課	滋賀県営住宅	公募	日本管財(株)	H27.4.1~H32.3.31 5年	
38		流域政策局	大津港公共港湾施設(マリーナ以外)	公募	琵琶湖汽船(株)	H26.4.1~H31.3.31 5年	
			大津港公共港湾施設(マリーナ)		オリックス・ファシリティーズ(株)		
39	教育委員会	生涯学習課	滋賀県立長浜ドーム(宿泊研修館に限る。)	公募	(一財)滋賀県青年会館	H26.4.1~H31.3.31 5年	
40		文化財保護課	滋賀県立安土城考古博物館	非公募	(公財)滋賀県文化財保護協会	H28.4.1~H33.3.31 5年	

※H29.4.1現在 指定管理者制度導入施設数：40施設(公募33、非公募7)

[直営施設] 25施設

施設数	所管	施設名	運営形態	
1	総合政策部 防災危機管理局	危機管理センター	直営	
2	県民生活部 文化振興課	近代美術館	直営	
3	琵琶湖環境部	環境政策課	琵琶湖博物館	直営
4		下水道課	湖西流域下水道	直営
5			高島流域下水道	直営
6			南部流域下水道	直営
7			北部流域下水道	直営
8		森林政策課	きゃんせの森	直営
9	健康医療福祉部	健康福祉政策課	平和祈念館	直営
10		障害福祉課	近江学園	直営
11		子ども・青少年局	淡海学園	直営
12	商工観光労働部	労働雇用政策課	高等技術専門校（草津・米原校舎）	直営
13		男女共同参画課	男女共同参画センター	直営
14	農政水産部 農業経営課	農業大学校	直営	
15	土木交通部	流域政策局	彦根港公共港湾施設	直営
16			長浜港公共港湾施設	直営
17			竹生島港公共港湾施設	直営
18	教育委員会	生涯学習課	県立図書館	直営
19		文化財保護課	琵琶湖文化館	直営
20	企業庁	企業庁総務課	彦根工業用水道	直営
21			南部工業用水道	直営
22			湖南水道	直営
23	病院事業庁	経営管理課	成人病センター	直営
24			小児保健医療センター	直営
25			精神医療センター	直営

※学校教育法に基づく学校、道路、河川を除いています。

指定管理者制度導入施設における利用者数・指定管理料の状況

○利用者数

延べ利用者数（利用者数を把握している 30 施設）＋約 63 万人（約 15%増）
H17～H19 年度平均 356.1 万人 → H28 年度実績 419.0 万人

○指定管理料

指定管理料(比較可能な 39 施設) 単年度の縮減効果額▲9.7 億円(▲23.3%)
H17 年度決算額(制度導入前) 41.5 億円 →H30 年度当初予算額 31.7 億円

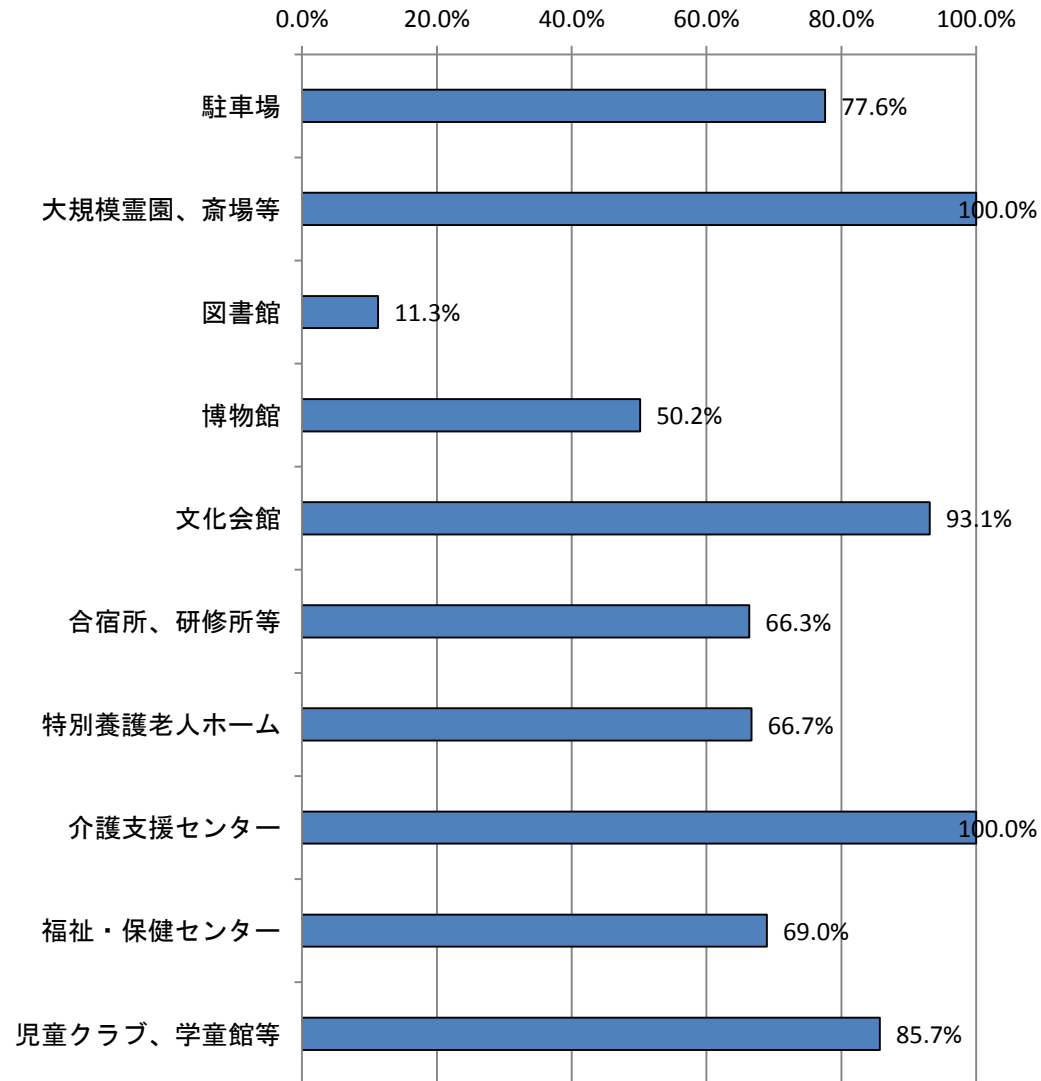
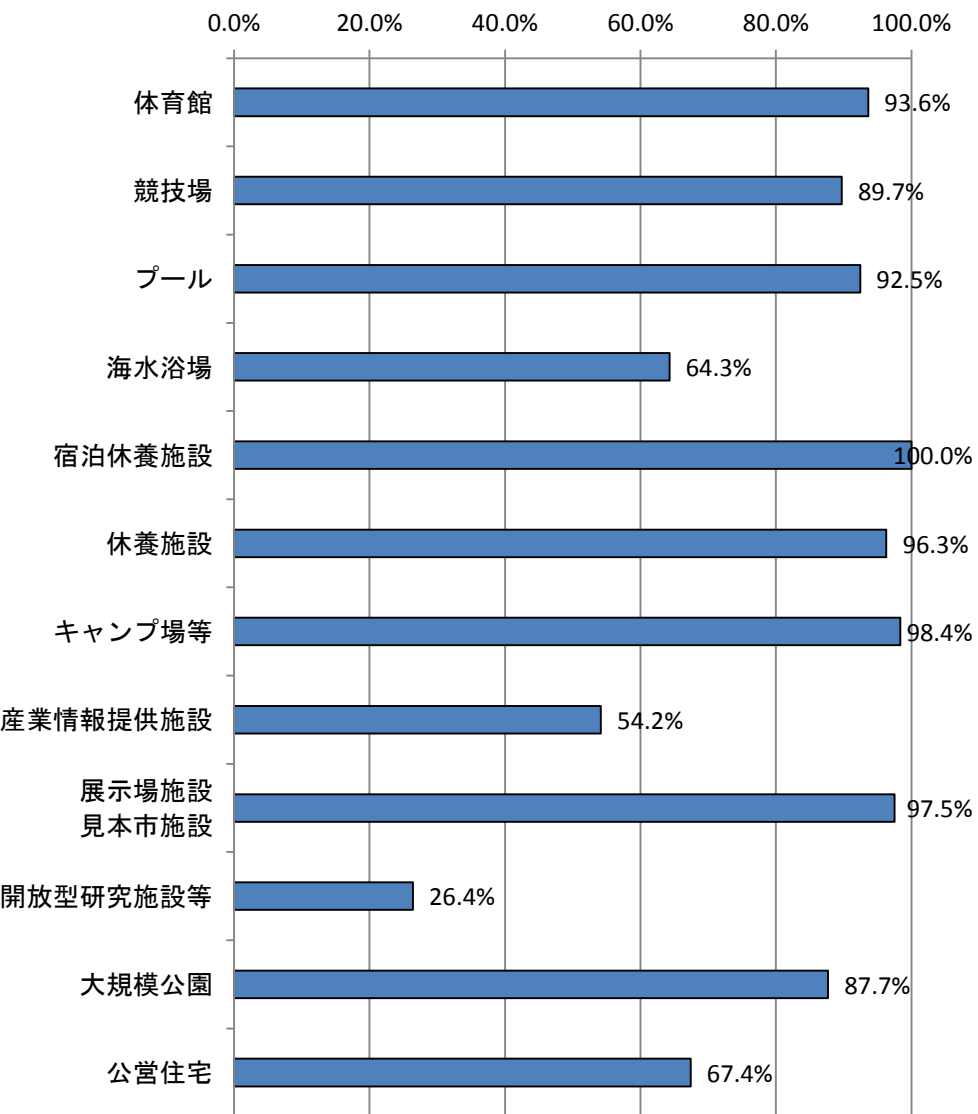
- ※ 廃止、移管に伴う減少分は除く。
- ※ 一般財源ベースで算定。

出典：総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」（平成29年3月30日公表）

指定管理者制度の導入状況（制度導入団体の比率）

都道府県

- 都道府県における指定管理者制度の導入状況は以下のとおりです。
- 導入率の算出方法は、制度導入施設数÷公の施設数×100となります。



導入率 (%)【算出方法：制度導入施設数÷公の施設数×100】

経済・財政再生アクション・プログラム(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定)(抄)

本プログラムは、経済再生と財政健全化を相対立するのではなく両立させるべき関係と位置付ける(①)とともに、その進め方についても、トップダウンではなく、個々の改革の取組と関係者・現場の創意工夫を重んじるボトムアップによる(②)ものである。こうした①の両立する目標を②のボトムアップで実現しようという際のアプローチが、(i) 公的サービスの産業化、(ii) インセンティブ改革、(iii) 公共サービスのイノベーションである。

(i) 公的サービスの産業化

公共サービス(行政が提供するサービスのほか、医療・介護、子育てなどの公的保険制度や公費負担によって提供される社会保障サービスを含む)やそれと密接に関わる周辺サービスについて、民間企業等が公的主体と協力して担うことによって、サービスの選択肢の多様化、サービスの効率化を図るとともに、新たな成長のタネを発掘・伸長させること。

(ii) インセンティブ改革

公共サービスの質の向上に取り組む必要性に対する気付きを広げ、現状を変えていく動機付けをすることによって、住民や保険者、企業等の行動変化につなげ、公共サービスの量的な増大を抑制するとともに、経済・財政の再生に向けた前向きな改革を促すこと。

(iii) 公共サービスのイノベーション

公共サービスに対する需要・供給構造に関する情報や地域間、保険者間の差異に関する情報等の「見える化」を進めることや、公共サービスに係る業務の簡素化・標準化、先進的な取組の普及・展開を進めること。